

国民健康保険



「ジエネリック医薬品をご存知ですか」

ジエネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に販売されるもので、新薬と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品です。

新薬に比べて薬の値段が4割から5割程度安くなるものもあり、慢性的な病気によって薬を長期間服用する場合等は、ジエネリック医薬品の使用で薬代が安くなります。また、製造には国が厳しい規制や基準を定めていて、安全と認められたもののみが販売されています。

ジエネリック医薬品は医療用医薬品のため病院や診療所の医師による処方せんが必要です。

処方希望する場合は、かかりつけの医師や薬局の薬剤師にご相談ください。また、ジエネリック医薬品希望シールを健康保険証に貼り付けることで気軽に手軽に変更の意志を伝えることができます。

問合せ 保険医療課

☎444・3168

「健診結果の提供」についてお願い

あま市国民健康保険は40歳以上の方を対象に、毎年6月から9月に特定健康診査を実施しています。

特定健康診査を受診されていない方に健康応援と受診率向上を目的として、特定健診以外(人間ドックや職場健診等)で受診された健診結果の提供をお願いしています。

結果を提供していただいた方には、健康づくりの応援として健康教室や保健指導のご案内をさせていただきます。

市の特定健診受診率は約40%で、特に40歳代は10%台と低くなっています。生活習慣病は年々若年化していて、早期からの健康づくりと定期的なチェックが大切です。ご自身のため家族のためにも毎年健康診査を受け、健康づくりのきっかけにしたいだければ幸いです。

健診結果をご提供いただける方はご連絡ください。「結果記録用紙」と「返信用封筒」をご郵送します。

問合せ 保険医療課

☎444・3168

福祉



手当支給日のご案内

2月は特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の支給月です。**2月9日(金)**に振り込む予定です。ご確認ください。

問合せ 社会福祉課

☎444・3135

介護者のついで 体操でリラックス

高齢者の介護をしている方が集まって悩みや不安を話し合う場です。2月と3月は、ストレッチ等の簡単な体操を通して介護疲れを癒します。申し込み不要です。お気軽にご参加ください。

日時・場所

①2月5日(月)

午後1時30分～3時

美和総合福祉センターすみれの里
福祉ルーム

②2月26日(月)

午後1時30分～3時

基目寺総合福祉会館 きくの間

③3月14日(水)

午後1時30分～3時

七宝総合福祉センター 相談室

対象 高齢者を介護されている方

問合せ 高齢福祉課地域包括支援センター

本所(基目寺)

☎444・3159

七宝相談所

☎441・7118

美和相談所

☎444・0937

寄附



市への寄附

榊原克様

美和中学校サッカー部へピブス30枚ご厚意ありがとうございました。

問合せ 総務課

☎444・1711

募集



児童クラブ支援員募集

業務内容 保育・生活援助業務

賃金 市の規則に基づき支給

勤務地 市内15か所の小学校、または公共施設

勤務時間 下校後から午後7時まで

※土曜日、春休み等は午前7時30分から午後7時までのうち交代制(1日6時間以内)で週3～4日働くことができる方(週20時間未満)。

資格





① 70歳未満で、放課後児童支援員認定資格、保育士、幼稚園・小中学校等教諭、社会福祉士の資格を有する方

② 児童館・保育所等の福祉事業に従事した経験のある方

※①もしくは②以外の方で70歳未満の子育て支援に興味のある方もかまいません。

提出書類 履歴書(写真貼付)、健康診断書(後日でも可)、資格の写し・学生証・修了証の写し

※書類提出後、面接のうえ決定します。
問合せ 子育て支援課

☎444・3173

統計調査員を募集しています

国、または県等からの委託で実施する統計調査に従事する統計調査員の候補者を募集しています。

調査員の仕事 市内の一定区域の調査を受け持ち、事業所や住居等を訪問して調査票の記入をお願いし、後日、記入された調査票を回収します。

仕事の周期 調査ごとに時期が異なるため、不定期となります。年

によつては、1回も調査員をお願いできない場合もあります。

応募資格

① 満20歳以上の方

② 責任をもって調査事務を遂行できる方

③ 職務上知り得た秘密の保持等に関し、十分信頼できる方

④ 調査内容を十分理解し、職務を円滑に遂行できる方

⑤ 税務、または警察の事務に直接関係のない方

⑥ 公職の候補者の選挙活動に直接関係のない方

⑦ 暴力団員、または暴力団員と密接な関係を有しない方

報酬 調査ごとの基準により異なりますが、2〜4万円程度です。

申込 企画政策課(本庁舎)へお電話ください。後日、面接と統計調査についての説明を行います。

問合せ 企画政策課

☎444・1712

税



寄附金にかかる住民税の控除を受けられる方は、申告書への記入をお忘れなく

寄附金を支払った場合、その支払先によつては、住民税の税額控除(寄附金税額控除)を受けることができます。

す。

ただし、申告書に正しく記載されていないと、税額控除の計算ができません。ご注意ください。

寄附金税額控除(住民税)の対象となる寄附金

① ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附金)

② 賦課期日現在における住所地の共同募金会や日本赤十字社支部に対する寄附金

③ 賦課期日現在における住所地の都道府県や市区町村が条例で指定した寄附金

④ 災害義援金として日本赤十字や中央共同募金会等の募金団体に寄附

したものなど最終的に被災地団体や義援金分配委員会等に拠出されるものは、都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)として取り扱われます。

申告書記載時の注意点

寄附団体からの受領証等を添付していただくとともに、確定申告書の場合、第2表「○住民税に関する事項」の「寄附金税額控除」欄に、市県民税申告書の場合は、裏面の「15 寄附金に関する事項」欄に、寄附した金額をご記入ください。

問合せ 税務課

☎444・0509

申告書見本

(見本) 確定申告書A・第2表

○ 住民税に関する事項

16 扶養親族の氏名	扶養親族の生年月日	扶養親族の職業	住所
配当に関する住民税の特例			
非居住者の特例			
配当割戻控除額			
寄附金	寄附先	寄附金額	控除額
ふるさと納税	都道府県・市区町村分		
共同募金会等	住所地の共同募金会・日本赤十字		
指定寄附金	都道府県		
	市区町村		

(見本) 確定申告書B・第2表

○ 住民税・事業税に関する事項

16 扶養親族の氏名	扶養親族の生年月日	扶養親族の職業	住所
配当に関する住民税の特例			
配当割戻控除額			
寄附金	寄附先	寄附金額	控除額
ふるさと納税	都道府県・市区町村分		
共同募金会等	住所地の共同募金会・日本赤十字		
指定寄附金	都道府県		
	市区町村		

(見本) 市県民税申告書・裏面

15 寄附金に関する事項	
都道府県、市区町村分	
住所地の共同募金会、日本赤十字	
都道府県	
市区町村	